

国際的に脅威となる感染症対策推進チームの設置について

平成 27 年 9 月 11 日
 国際的に脅威となる感染症
 対策 関係閣僚会議 決定案

- 1 国際的に脅威となる感染症対策の効果的かつ総合的な推進について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、国際的に脅威となる感染症対策推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。
- 2 推進チームの構成は次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

チ　　ム　　長	内閣総理大臣補佐官（国土強靭化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）
副チ　　ム　　長	内閣危機管理監
構　　成　　員	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長） 警察庁警備局長 消防庁次長 法務省入国管理局長 外務省国際協力局審議官 外務省地球規模課題審議官 外務省領事局長 財務省国際局長 文部科学省研究振興局長 厚生労働省大臣官房技術総括審議官 厚生労働省大臣官房審議官（がん対策・国際保健担当） 厚生労働省健康局長 厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省大臣官房総括審議官
経済産業省大臣官房技術総括審議官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁海上保安監
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省運用企画局長

- 3 推進チームの下に、サブチームを置くことができる。サブチームの構成員は、関係省庁の課長相当職の官職にある者によって構成する。
- 4 推進チーム及びサブチームの庶務は、外務省及び厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進チーム及びサブチームの運営に関する事項その他必要な事項はチーム長が定める。